

防衛省組織令等の一部を改正する政令案要綱

第一 防衛省組織令の一部改正

一 大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を置くとともに、大臣官房審議官の人数を七人から六人に減員すること。（第十条の三及び附則関係）

二 防衛政策局防衛政策課の所掌事務である国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関することを同局国際政策課に移管すること。（第十九条、第二十二條及び第二十四條関係）

三 防衛装備庁調達管理部調達企画課の所掌事務である装備品等の標準化の促進に関することを同庁装備政策部装備制度管理官に移管すること。（第七十三條、第七十六條、第九十條及び第二百一十條関係）

第二 自衛隊法施行令の一部改正

大臣官房に新設されるサイバーセキュリティ・情報化審議官を幹部隊員とすること。（第五十一條の五関係）

（係）

第三 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正

一 事務官等に対して適用される俸給表から一般職の職員の給与に関する法律別表第六口の俸給表を除くこ

と。(第三条、第十二条の六、第二十七条、別表第四及び別表第八関係)

二 防衛大臣の定める艦船の乗組員に支給される乗組手当の月額を改めること。(第十二条関係)

三 大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官が新設されること等に伴い、俸給の特別調整額の対象官職及び種別を改めること。(別表第三関係)

四 防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、海上警備等手当が支給される職員の範囲を拡大するとともに、当該職員に支給される額を定めること。(別表第五関係)

第四 施行期日

この政令は、平成二十八年四月一日から施行すること。